

GLOBE

グローブ 2024年4月

117



(公財) 世界人権問題研究センター

崇仁すくすくセンター（挿し木プロジェクト）

（京都市下京区崇仁地域）



昨秋、京都市立芸術大学等が崇仁地域に移転しました。このことに連動するかたちで、アートによるコミュニティづくりが崇仁地域で進んでいます。具体的には「崇仁すくすくセンター」という挿し木に関するプロジェクトです。

挿し木プロジェクトは、大学等の移転により除去される崇仁地域の樹木の挿し木をして、それを地域の皆で育てつつ、コミュニティを活性化させる取り組みを展開するものです。京都市立芸術大学出身のアーティストを中心に立ち上げられた実行委員会が、京都市下京・東部地域包括支援センターと崇仁デイサービスうのおいと協働で進めています。地域の命を受け継いだ、地域の象徴としての挿し木を人々の結節点とし、人々が寄り合うなかで様々なコミュニケーションや作品制作が進展しています。たとえば、挿し木の鑑賞会、挿し木を地植えするための場所を検討するフィールドワーク、地域から産出された材料を使用した旗づくりなどが実施されてきました。また、住民への聞き取りなども行われています。

象徴となる植物を媒介とした人々のコミュニケーションの発生や人々による表現（プロジェクトのなかで人々が生み出す作品）という、コミュニティづくりの新しい動きが見られます。

<https://sukusukucentre.org/>

GLOBE

GLOBE No. 117 2024.4 目次

クラブピア	掲載	新・世界の人権はいま —普遍的定期審査の現場から—(その七)……………坂元 茂樹	2
外部寄稿		きようと生物多様性センターの取組について……………湯本 貴和	4
エクスパート コメント		大きく変わろうとする日本のことも施策……………坂元 茂樹	6
研究報告		プロバイダ責任制限法の改正……………清水 陽平	8
研究報告		部落史のなかに地域社会をみる意義……………松尾 奏子	10
研究報告		小学校・中学校における「チーム担任制」の試み……………川上 泰彦	12
研究報告		フランスにおける人工妊娠中絶制度の改革……………小門 穂	14
研究報告		サプライチェーンと人権デュー・デリリジェンス……………井上 良子	16
事業紹介		ダイバーシティの練習問題(誌上ワークショップ)……………渡辺 毅	18
研究員紹介		研究部門の紹介……………	20
事業案内		二〇二四年度人権大学講座開催日程……………	24
活動紹介		特定非営利活動法人障害者芸術推進研究機構 天才アートKYOTO……………(裏表紙裏)	
シリーズ		京都市立芸術大学……………(裏表紙)	

GLOBE (グローブ) ラテン語の「球」の意からきた言葉で地球、天体のことです。
■表紙のテーマ「表現することで私になれる」、作品名「カエル」
■「天才アート」(特定非営利活動法人障害者芸術推進研究機構) 提供 三津田 一輝 1993年生まれ

新・世界の人権はいま

— 普遍的定期審査の現場から — (その七)



研究センター 理事長・所長

坂元 茂樹

今回から中国の第三回普遍的定期審査（UPR）について検討する。二〇一八年一月六日に開催された中国の第三回UPRでは、ハンガリー、ケニアおよびサウジアラビアからなるトロイカ（作業部会）が設置された。審査では、一五〇カ国が発言し、合計三四六の勧告が行われた。その中で、中心議題となったのは、新疆ウイグル自治区の人権状況であった。

ニュージーランド、英国およびフランスは、人種差別撤廃委員会が、中国の国家報告書審査の総括所見（二〇一八年）において、テロリズムと宗教的過激主義を阻止するとの口実の下、新疆ウイグル自治区で数十万人から百万人のウイグル族および他のイスラム少数民族が

外部と連絡を絶たれて長期間収容されていることに遺憾の意を表明し、超法規的な抑留施設での個人の抑留の停止と、人々の解放さらには救済を勧告した。また、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、ノルウェー、豪州、スイス、アイルランドおよびオランダが新疆ウイグル自治区の国連の特別手続報告者の完全なアクセスを認めるように勧告した。さらに、豪州、米国、ベルギー、カナダおよびドイツは、「再教育キャンプ」などすべての形態の恣意的抑留の停止とウイグル人や他のイスラム教徒の解放を勧告した。

しかし中国は、これら欧米諸国の勧告を拒否した。中国は、特別報告者らの新疆ウイグル自治区の調査について、中国政府への圧力の口実としての訪問や主権および国内管轄事項への干渉には断固として反対するとした。さらに新疆ウイグル自治区では中国の国内法に従って過激なテロリストと戦う努力がなされており、恣意的抑留の問題は存在しないと述べた。

この対立の背景には、欧米諸国と中国における人権観念の相違がある。人権の保障は国際社会全体が追及すべき国際公共価値であると考える欧米諸国（米国・英国・カナダ・EU）は、二〇二二年三月二二日、「中国が新疆ウイグル自治区でウイグル族に対するジェノサイドや人道に対する罪を続けている」と主張した。その後、豪

州・NZが続いた。その結果、一九八九年の天安門事件以来となる中国への制裁で欧米各国の足並みがそろった。日本は、「我が国としては、新疆ウイグル自治区の人権状況について深刻に懸念している」と述べるにとどまり、制裁には加わってはいない。これに対し、中国は、国際公共価値としての人権という観念は欧米諸国が発展させた価値観に過ぎず、みずからの価値観を中国に押し付けるためのイデオロギーとして利用されているとの批判を展開した。

こうした対立の中、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）は、パチエレ前人権高等弁務官が退任する二〇二二年八月三二日に、「中国ウイグル自治区における人権の懸念に対するOHCHRによる評価」と題する報告書を公表した。同報告書は、中国の新疆ウイグル自治区において「反テロリズム」や「反過激主義」の名の下に、深刻な人権侵害が行われていると認定し、中国政府に対して恣意的に拘束されている人々を釈放するよう迅速な措置をとること、また家族が情報を求めている個人の所在を早急に明らかにすること、など一三の勧告を行った。

これに対して、中国は、当該報告書について、「反中国勢力が捏造した偽情報や虚偽に基づき、中国に非があることを前提にしている」とし、「中国の法律や政策を

歪曲し、誹謗中傷している」と反論した。中国は、巨大経済構想「一带一路」を利用して、途上国への働きかけを強め、六〇カ国が報告書の公表に反対する中国の立場を支持すると声明した。

二〇二二年九月一日、米国のグリーンフィールド国連大使は、米国と同盟国はウイグル部族など同地域の宗教的・民族的少数派への中国政府による「大量虐殺と人道に対する罪」を終わらせるべく努力を続けると表明した。同時に、「国連人権理事会のメンバーが同報告書の調査結果についてできるだけ早く公式に議論する機会を持ち、これらの残虐行為の加害者が責任を問われることが重要だ」と述べた。

これを受けて、国連人権理事会において、同年一〇月六日、米国やカナダ、英国などが新疆ウイグル自治区のウイグル族などに対する人権侵害疑惑について討論を行う動議を提出した。しかし、この動議は、中国やカタール、インドネシア、アラブ首長国連邦（UAE）、パキスタンなどが反対し、反対一九票、賛成一七票、棄権一一票で否決されてしまった。欧米諸国の提案は否決されたのである。

いま、国連人権理事会で何が起きているのかを、次回から検討してみたい。

きょうと生物多様性センターの 取組について



きょうと生物多様性センター
センター長

湯本 貴和

きょうと生物多様性センターは、昨年四月に京都府と京都市の協働により設置され、府民、保全団体、企業等が一体となった生物多様性保全と利活用を推進する取組をスタートさせました。

さて、生物多様性とはいったいなぜ重要なのでしょうか。

言うまでもありませんが、私たちの暮らしに必要な水や空気、食べ物の供給、気候の安定などは、森林の水源涵養、植物の光合成による二酸化炭素の固定や酸素の放出、生きものの死骸や枯れ葉の分解・堆積による土壌の形成など、地球上のすべての生きもののつながりによって成り立ち、生態系から得られる恵みによつ

て支えられています。

一方で、里山においては、人が利用し維持してきたことにより、その地域固有の生物多様性が育くまれていくなど、人間の営みが生物多様性に与える影響もあります。

京都では、都が置かれて以来一二〇〇年以上にわたり、生物多様性の恩恵を享受し、さまざまな文化を生み出し発展させてきました。四季折々移ろいゆく自然の中で豊かな感性や美意識が生まれ、私たちは、古来からさまざまな恵みをもたらしてくれる自然に感謝し、畏敬の念をもつて接してきました。

このように、自然と人はお互いに影響を与え合い、長い年月をかけて調和し共生してきたといえます。

当センターは、京都の伝統・文化や暮らしを支えてきた、これら「京都の自然の恵み」を守り、次世代につなぐため、大きく三つの取組を展開しています。

まず、「収集」として、生息分布などの生物多様性情報の集積・データベース化を進めるとともに、保全団体をはじめ、さまざまな個人、団体の皆様がお持ちの標本・文献等資料の保有状況の把握を推進しています。

二つ目に「利活用」として、多様な主体のネットワークを形成し、その連携による保全活動のコーディネート

トを進めています。また、さまざまな方々から寄せられる御相談への対応や必要な情報の提供、専門知識に基づいた助言・提案を行っています。

三つ目に「継承」として、子どもたちをはじめ幅広い年齢層、地域の方々への環境学習や、保全の担い手の育成、情報発信などを進めています。

この三つの取組を進めるため、設立後の一年間で、さまざまな企業や団体、研究者の皆様の御協力を得ながら、幅広い事業を実施してまいりました。

七月には「センター設立記念シンポジウム」を開催し、参加者の皆様と一緒に生物多様性の重要性について考える機会といたしました。十月には、府立植物園で「きょうと☆いきものフェス二〇二三」を開催し、約五十の保全団体、企業、個人の方々に出展をいただき、それぞれの活動の情報発信と交流の場として、また子どもから大人まで幅広い年齢層の皆様の自然を学ぶ場として、初年度ながら盛況に開催することができました。本年も九月二十八、二十九日に、府立植物園での開催を予定しております。

八月、十二月には、「収集」の取組による生物多様性情報の利活用をテーマとするシンポジウムを開催し、三月には、センターへの標本デジタル化システムの導

入を記念するフォーラムも開催したところです。センターでは、府内のさまざまな生きものの情報を集積し、データベース構築を進めているところですが、情報の精度や信頼性の担保に標本の存在は欠かすことができません。今後、このシステムを活用することにより、貴重な標本や資料に裏付けされたデータ収集が可能となると考えています。

その他にも、持続可能な保全活動の推進のため、企業と保全団体等をコーディネートするきょうと生物多様性パートナーシップ協定などの取組や、地域や企業と連携した自然観察会、身近な生きものの情報を寄せていただく「きょうと☆いきもの調査」など、府民参加型のイベント企画のほか、環境教育や自然環境保全に関するさまざまな御相談への対応や取組の支援、コーディネートも多数進めております。

きょうと生物多様性センターといたしましたは、生物多様性がこれからも京都の暮らしや文化、伝統とともにあるよう、そして未来に引き継いでいくため、一層の取組を推進してまいります。

末尾になりましたが、この間、御協力いただきました関係者の皆様、生物多様性保全に御尽力いただいております保全団体をはじめ、皆様方に、この場をお借りしまして改めて御礼申し上げます。

大きく変わろうとする日本の 「こども」施策



研究センター理事長・所長

坂元 茂樹

こどもの権利条約とこども基本法

一九八九年、国連は「児童の権利に関する条約（以下、こどもの権利条約）」を採択した。同条約は、国連の加盟国数（一九三カ国）を超える一九六カ国が締約国となっている普遍的な人権条約である。日本は一九九四年に批准したものの、その国内実施法は長い間制定されてこなかった。そうした中、二〇二二年六月にこども基本法が成立した（二〇二三年四月施行）。注目すべきは、こども基本法がこどもの権利条約の国内実施法という性格を超えている点である。

たとえば、こどもの権利条約は、「児童（こども）」を「一八歳未満のすべての者をいう」（一条）と定義するが、

こども基本法では「こども」とは、「心身の発達の過程にある者をいう」（一条）と定義している。また、同法では、こども施策の基本理念として、「一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるときともに、差別的取扱いを受けないようにする」（三条）として、こどもが権利の主体であることを明記している。さらに、こどもの権利条約がこどもの意見表明権（一二条）を認めているのに対して、「四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」（三条）と規定し、そのように表明されたこどもの意見は尊重されると踏み込んでいる。

同じく二〇二二年六月の「こども家庭庁設置法」により、内閣府にこども家庭庁が設置された（二〇二三年四月発足）。

こども家庭庁がめざすもの

こども家庭庁は、児童虐待やいじめなどのこどもの人権問題や少子化対策などを総合的に推進する組織として生まれた。こども家庭庁は、これまでこどもに関する政策や支援が内閣府、文部科学省、厚生労働省など複数の省庁にまたがっており、担当部署の相違やこどもの年齢

区分でうまく連携できなかった点を克服しようとの考えに立つ。こども基本法の、「こどもの権利条約と異なる「こども」の定義も、そうした年齢区分を克服しようとの考えに基づくものである。そこには、こどもを中心に考え、こどもの権利を守り、こどもと家庭の福祉や健康向上、少子化対策を切れ目無く進めようとの狙いが見える。

こども大綱がめざすもの

こども基本法では、「政府は、こども施策を総合的に推進するため、『こども大綱』を定めなければならない」（九条一項）とし、「都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県における『都道府県こども計画』を定めるよう努めるものとする」（一〇条一項）と規定する。こうしたこども大綱の案の作成等を行うものとして、こども家庭庁にこども推進会議が置かれた（一七条）。

これを受けて、二〇二三年二月二日にこどもまんなか社会をめざす「こども大綱」が閣議決定された。その大綱の説明資料によると、「こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めること」の重要性が強調され、その意義について、「①こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。②こども

や若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる」と説明する。

この「こども大綱」では、日本国憲法、こども基本法およびこどもの権利条約の精神にのっとり、「①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれから最善の利益を図る。②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立つて結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む。⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する」という六つの柱を基本的な方針としている。今まさに日本のこども施策は大きく変ろうとしている。

プロバイダ責任制限法の改正



弁護士

清水 陽平

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（通称・プロバイダ責任制限法、以下「プロ責法」という）は、二〇〇一年一月三〇日に公布され、その後約二〇年に亘って改正らしい改正はなかったものの、二〇二一年四月二十八日に改正法が公布され、二〇二二年一〇月一日から施行された。

改正前はわずか五つの条文からなる法律であったが、現在は一九条で構成される法律となった。改正法がどのような法律であるかについて概説をしていく。

一 プロバイダ責任制限法とは何か
プロ責法は、その正式名称から分かるとおり、「特定

電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限」と「発信者情報の開示」という、大きく分けて二つのことが定められている法律である。

特定電気通信とは、「不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信」（二条一号）であり、つまり誰でも閲覧可能なインターネット上の表示を指し、特定電気通信役務提供者とはインターネットサービスを提供している者ということになる。不特定多数の者が利用するインターネット上で、流通する情報を逐一全て監視することは困難であることから、違法な情報が表示されていたとしても、原則としてはそれにより責任を問われたい、というのが前者の意味であり、改正法によっても変化がない部分である。

後者は、インターネット上で権利侵害投稿があった場合に当該情報を発信した者の開示請求をすることができることを定めるものであり、改正法において変わったのはこちらである。そして、改正の大きなポイントは、①特定発信者情報の開示請求が定められたこと、②発信者情報開示命令事件が定められたこと、の二つと整理できる。

二 特定発信者情報の開示請求
改正法は、発信者情報を「特定発信者情報以外の発信者情報」と「特定発信者情報」の二種類とした。前

者は、改正前から認められていたものと同一であり、後者は「侵害関連通信」に係るものとされ、侵害関連通信とは簡単に言えばSNSなどにログインする際の通信等を指す（五条三項、施行規則五条）。

改正前は、「当該権利の侵害に係る」通信についての開示請求が定められていたところ、SNSにおいては権利侵害そのものの通信記録を取得する仕組みになつておらず、SNSに投稿等する前提となるログインなどの通信記録しか残っていない。ログインにおいては、アカウントとパスワードといった情報しか通信されておらず、権利侵害に係る通信が存在していない。そのため、改正前はログインに係る通信に関して開示請求を認めることが、条文上難しいという問題があった。そのため、ログインに係る通信等を「侵害関連通信」として、正面から開示を認める改正がされたものである。

三 発信者情報開示命令事件

改正前は発信者情報開示請求は、仮処分や民事訴訟を用いて行っていたが、改正法においては「発信者情報開示命令事件」という非訟事件類型の手続きを新設した。この手続きは、これまで採られてきた方法に「加えて」導入されたものと解釈されている。

発信者情報開示命令事件を用いると、「提供命令」（一五条）、「消去禁止命令」（一六条）といった付随的

命令を申し立てることができる。提供命令は、活用できれば発信者の特定が早くなるものの、それに応じることがどうかは相手方次第となる場合も多く、必ずしも使い勝手がよいとはいえないことや、条文上、提供してもらえない情報に限定があることから、それだけで発信者の特定に至らないこともあり得るため、さらに改正を検討することが必要と思われる。

手続面について、仮処分や民事訴訟では、相手方の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が管轄裁判所となるが、発信者情報開示命令事件では、それに加えて東京・名古屋・仙台・札幌高裁管区については東京地方裁判所、大阪・広島・福岡・高松高裁管区については大阪地方裁判所が、それぞれ追加的管轄が定められている（一〇条三項）。なお、実際上は、ほとんどの事件が東京地方裁判所管轄になることになっており、担当する東京地方裁判所保全部に事件が集中し、処理遅延が発生してしまっている。審理にはTeamsによるWeb会議が用いられることが通常であり、物理的な距離にはあまり問題が生じなくなったことから、各地の裁判所に事件の分散がされるようなことが、逆に検討されるべきとも思われる。

改正されたとはいえ、十分な改正であったとはいえないため、実務家として問題点を指摘してさらに改正を促していくことが必要と考えている。

部落史のなかに地域社会をみる意義

大谷大学大学院修士課程修了

松尾 奏子

これまでの部落史研究

近世の「エタ」「非人」を対象とする研究の多くは、一九七〇年代ごろまで部落史の分野で活発に行われてきた。それらは、差別の起源を探るものが多く、差別をする側と差別をされる側という、差別を軸にした二項対立としての研究が主流であった。しかし、一九八〇年ごろになると「エタ」「非人」研究は、近世社会全体の中に位置づけようとする研究に主軸を移してきた。また、それらの研究成果により、同じエタ身分でも地域によって支配体制などが異なることが判明し、地域史の中で部落史を捉え直す研究が進んでいる。

近世京都の六条村

近世京都のエタ村である六条村は、現在の京都駅の東側付近に所在していた。村の北側は御土居、他三方は高瀬川に囲まれた場所に位置していた。また、村の東側には鴨川が流れており、大雨が降り鴨川が氾濫したときには村の被害は免れなかった。「環境の悪い場所に集住していた」という、これまで言われてきたイメージそのままといってもいいだろう。

しかし史料によると、六条村が所在したこの場所は、以前に所在した六条河原の新天地開発のために移転を余儀なくされた際に、自らが希望して奉行所との協議の末に決定した場所であった。なぜこの場所なのかというと、公儀役である京都市中での牢屋敷外番役と、彼ら独自の生業である皮革業が、彼らの生業であったため、皮革を扱うため鴨川に近く、かつ皮張場が必要であったことと、公儀役を務めるためにはある程度は京都市中に近い場所が求められたからである。また、皮革業と一言にいつても皮をなめすだけでなく、皮革商品の製造から販売までを担っており、京都市中へ商売に出かけていた。このように、六条村の成り立ちと生業を見てみると、京都という都市に隣接する六条村独自の事情が見えて

くる。

六条村と地域社会

近世の六条村の北側にある御土居を超えると、そこには東本願寺の寺内町が広がっていた。東本願寺は慶長七（一六〇二）年に現在の地に寺領を与えられ、寛永一六（一六三九）年に涉成園を増設されている。境内と涉成園を中心とした寺内町は、著しく発展していった。六条村は、東本願寺を含む寺内町と御土居で空間を分け隔てていたとはいえ、全く関わりがなかったわけではない。

東本願寺は近世以降、御影堂と阿弥陀堂の両堂を焼失するほどの大火事を含め、度々火災に見舞われている。享保一〇（一七二五）年に東本願寺近辺で出火した際、また、寛延二（一七四九）年に東本願寺の台所から出火した際には、六条村の人々が駆け付け消火活動を行い、焼失を免れている。六条村はそのお礼として、東本願寺から酒を贈られていることから、消火活動の重要性がうかがえる。

また、六条村の東側から鴨川の間には皮張場があった。この皮張場もまた、六条河原からの移転の際に奉行所との交渉のなかで、必要不可欠なものとして主張して

いる。史料によると、六条村は商売のために京都市中だけでなく「近隣諸国」へも足を運んでいたようで、皮革業をおして様々な地域と関わりをもっていた。

そして、公儀役である牢屋敷外番役は、その名のおり市中にある牢屋の警備を行う仕事である。市中に罪人が逃げたときには、町人に被害が及ばないように町を警護し、罪人を捕まえるなど、町の保全に努めていた。

部落史のなかに地域社会をみる

このように、六条村を軸として周辺地域との関わりを見てみると、決して村のなかだけで閉鎖的に生活しているのではなく、地域社会とかわりをもちながら、社会の一部として存在していることがよくわかる。

部落史研究において、差別される側として六条村を取り出すのではなく、地域社会の発展のなかで六条村がどのように周辺地域と関わりをもち、社会的役割を担っていたのかを捉えることが重要であり、また、近世京都における六条村の社会的存在意義を問うことにもなると考ええる。

小学校・中学校における 「チーム担任制」の試み



研究センター研究員
兵庫教育大学大学院学校教育研究科教授

川上 泰彦

ここ数年、小学校や中学校における「チーム担任制」の実践が、一部関係者の関心を集めている。もともと小学校・中学校において「学級」をどう指導するか、すなわち担任制度をどうするかについて特段のルールはない。そのため、この「チーム担任制」も、自治体単位で全校導入しているケースのほか、教育委員会でパイロット校を選定して試行的に実践しているケース、学校単位の創意工夫として実践しているケースなどがある。

小学校では、担任教員が学級にほぼ常駐し、ほとんどの授業を担当するのに加え、児童の生活に関しても把握し指導するという学級担任制が一般的である。これに對

して「チーム担任制」は、複数の教員がチームを組み、複数学級の担任業務をローテーションする。例えば三クラス（一組・二組・三組）に教員四名（A・B・C・D）が関わる場合、一週間から一ヶ月程度のスパンで一組はA↓B↓C↓D、二組はB↓C↓D↓A、三組はC↓D↓A↓Bと担任が入れ替わり、担任業務を外れる者は全体の調整等に当たる。授業は教科担任制をとるため、教員A B C Dとも担当教科の授業では常に各クラスに入りつつ、担任としての関わりをローテーションする、という運用になる。中学校では、元々教科担任制をとるのが一般的であるため、学級担任の業務をチーム内でローテーションする、というのが主な変更点となる。

制度導入のメリットはさまざま挙げられるが、学校の課題意識によって強調点は若干異なる。児童・生徒の自律という観点からは、担任教員が一年間固定されるよりも、さまざまな教員に相談できる（相談する相手を選べることが挙げられる。関連して、教員と児童・生徒の相性・マッチングによる学級経営の「振れ幅」を抑え、学級崩壊等の予防（児童生徒や保護者から見た場合は、担任教員の「当たりはずれ」の軽減）につながる点も挙げられる。また、さまざまな教員による児童・生徒や学

級への関わりが、指導に「厚み」を導くという点も挙げられる。教員にとっては、児童・生徒への指導や保護者への対応を安定的に行える（経験のないケースや困難を感じるケースについて、複数教員での対応ができる）点が挙げられるほか、働き方に余裕が出る（急用・急病等で出勤が難しくなっても、チームのメンバーによるフォローが期待できる）といった点も指摘される。なお勤務時間の縮減効果については、後述するようなチーム内の「打ち合わせ」が強く求められる関係上、単純に効果ありとは指摘できないようである。

制度導入については、概ね好意的なリアクションが多い。「どの教員に我が子のことを聞けば良いかがわからない」といった保護者からの声や、学習・生活環境の安定を重視する（特に特別な支援を必要とする）児童・生徒に關しての配慮を懸念する声は挙がるものの、いずれも運用上の工夫で対応している。

一方でこの実践は、教員間の「協働」「コミュニケーション」のあり方を強く問い直している。というのも、これまでの教科担任制においても多くの教員が各学級に關わってきたが、保護者とのコミュニケーションを含めて児童・生徒の生活・学習を「我がこと」と捉えて動くの

は担任に限られる傾向があった。これに対して「チーム担任制」では、チームの各教員が各学級に「我がこと」として接し、児童・生徒に關わることが促される。児童・生徒に關する気づきの精度向上や範囲拡大が期待されるが、これらを指導に活かすには教員間のコミュニケーションが不可欠であり、この部分に手間・暇をかける必要が生じる（制度導入が「勤務時間の縮減」には直接的に結びつきにくい理由の一つである）。

また、教員間で指導上のルールが全く違うという事態を避けるべく、いわゆる指導の「足並みを揃える」ことが求められる一方で、これが行き過ぎると児童・生徒にとって「さまざまな教員と關わる」というメリットは減じてしまう。また教員間で「揃える」規範が圧力として作用すれば、多様な着眼点や価値観で（複眼的に）児童・生徒を理解するというメリットや、多様なタイプの児童・生徒に対応するという指導の厚みのメリットを失うリスクを伴うことになる。

「チーム担任制」が児童・生徒や教員・学校にどのような効果を生むのか、また「学級」「学校」といったものの捉え方にどう影響するのか、整理するにはもう少し継続的な観察・研究が必要そうである。

フランスにおける

人工妊娠中絶制度の改革



研究センター研究員
大阪大学大学院人文科学研究科准教授

小門 穂

予期しない妊娠が判明したときに、人工妊娠中絶という選択肢があるかどうかは、女性の人生に大きな影響を及ぼす。人工妊娠中絶を選択することは世界のすべての女性に保障された権利ではなく、最近では二〇二二年の米国における中絶の自己決定が制限される判決が記憶に新しいだろう。日本でも経口中絶薬の認可についての議論が続いている。世界で中絶をめぐる変化が続くなか、フランスでは女性が人工妊娠中絶を選択する自由を憲法に記載し、憲法上の価値を付与するために、憲法が改正された。本稿では、フランスにおける人工妊娠中絶の制度を概観し、最近の動向を紹介する。なおフランス法には、女性が自分の意思で妊娠を中断する妊娠中絶と、胎

児または妊婦に健康上の問題が発見された場合の妊娠中絶が存在するが、ここでは前者のみを扱う。

カトリック国であるフランスでは、妊娠の中断は刑法上の罪に該当する行為であったが、いったん合法化されたからは緩和され続けてきた。一九七五年に妊娠の自発的な中断（以下、人工妊娠中絶）は五年の期限付きで合法化され、一九七九年に恒久法となった。一九八二年には健康保険による費用負担が定められ、二〇一二年に全額負担されることになった。人工妊娠中絶ができる妊娠期間については、一九七五年には妊娠一〇週（日本の数え方で妊娠一二週）とされ、二〇〇一年には一二週（一四週）へと延長され、二〇二二年に一四週（一六週）へとさらに延長された。人工妊娠中絶を依頼できるのは、一九七五年には「困窮状態にある妊婦」とされ、一九八〇年に困窮状態にあるかどうかを判断できるのは妊婦本人のみであることが確認された。二〇一四年の男女平等法により「妊娠の継続を望まない」という表現へと置き換えられ、現在の条文は「妊娠の継続を望まない妊婦は、医師または助産師に妊娠の自発的な中断を依頼できる。」（公衆衛生法典L. 2222-1-1条第一項）というものである。

二〇二〇年からのコロナ禍は、その前から進行してい

た人工妊娠中絶の制度の改革を加速させた。外出制限期に、中絶を受けられないまま法定期間を過ぎる妊婦の増加が懸念され、特に経口中絶薬の利用が緩和された。医療機関以外の保健センターなどでも医療機関と同様に七週（九週）まで実施することが可能になり、従来は診察の場で服用せねばならなかった二剤のうち一剤目を薬局で受け取り、自宅で服用することが容認された。二〇二二年の中絶の権利を強化するための法律は、医療機関において助産師も外科的中絶を行うことや、遠隔診療による薬剤を用いる中絶などを認めた。

一方で世界に目を転じると、米国などにおいて中絶の自己決定を制限しようという動きがみられる。二〇二三年一二月の政府提出法案の提案理由では、フランスが二〇二二年から人工妊娠中絶を行う自由についての憲法改正法案が議論されている背景を以下のように説明する。このような状況を深く憂慮していること、憲法に中絶の自由を書き込む世界でもヨーロッパでも最初の国の一つとなることで規範の秩序における最高位に位置づけられることが期待できること。国民議会に続いて元老院で可決された法案は、大統領の招集する二〇二四年三月四日の両院合同会で議決された。賛成七八〇票、反対七二票、棄権五〇票という圧倒的な賛成多数であった。

妊娠の自発的な中断を用いる自由に関する二〇二四年三月八日の憲法的法律第二〇二四―二〇〇号によって、憲法第三四条を改正し、「法律は、自発的に妊娠を中断するという女性に保障された自由を行使するための条件を定める」という条文が加筆されたのである。

フランスでは女性の権利と自由の保障という観点から、人工妊娠中絶の制度が改革されてきており、最近の中絶と憲法をめぐる議論からは、人工妊娠中絶の制度がその国の人権保障への姿勢を示すツールになりうるということが読み取れよう。なお、フランスでは中絶の制度の改革とともに避妊についての制度も整えてきており、予期しない妊娠を回避する方策にも積極的に取り組んでいることは付言しておきたい。

Le site officiel sur l'IVG. Le droit à l'avortement. <https://ivg.gouv.fr/le-droit-l'avortement>

Assemblée nationale. Projet de loi constitutionnelle relatif à la liberté à l'interruption volontaire de grossesse No.1983. 12 décembre 2023.

マリオン・ジレ「フランスにおける妊娠 健康保護と女性の意思の尊重の間で」ギョーム・ルセ／フィリップ・ペドロ／磯部哲／河嶋春菜（編）『公衆衛生と人権』向学社より近刊予定

サプライチェーンと 人権デュー・デシリジェンス



研究センター専任研究員

井上 良子

一. サプライチェーンにおける人権リスク

企業活動がグローバル化し、物やサービスを生み出すまでのサプライチェーンも複雑化するにつれ、企業がその活動を通じて人や環境に及ぼす影響力が増大し続いています。物やサービスが消費者に届くことによって、より豊かな生活を享受し社会が発展する一方で、とくに一九九〇年代から製造過程における環境汚染や下請工場での強制労働の問題など企業活動による負の影響が問題視されてきました。メディアの報道等により発覚した児童労働の実態に対して「委託先の問題であり、自社に責任はないとの立場」を表明した米国企業は、工場労働者によるストライキや世界中で不買運動が起こるなど事態を悪化させました。日本企業も例外ではなく、中国での

下請工場における低賃金・長時間労働、劣悪・危険な労働環境などの実態が二〇一五年に報告されました。この事実を認めたアパレル企業は、CSRアクションを公表し、人権方針の策定や委託先工場の情報開示など様々な改善策に取り組んだ結果、現在では人権対応が進んでいる企業と評価されており、発覚した人権侵害の問題にどのように対処するかが、企業にとってのリスクに影響することも見えてきています。

二. ビジネスと人権に関する指導原則とその特徴

このような企業による数多くの人権侵害の実状を受けて、二〇一一年に国連で採択されたのが「ビジネスと人権に関する指導原則（以下、指導原則）」です。これまでの国際規範が、国家に人権保護義務を課しその実施を通じて人権保障を図ってきたのに対し、指導原則は初めて国家と並んで企業を名宛人として「人権尊重責任」を明文化しました。その重要な特徴は、企業が尊重すべき人権が労働における権利だけでなく、国際人権法にリスト化された人権の全範囲に渡ることで、責任範囲として自社の事業活動のみならず「サプライチェーン全体に及ぶ」ことを明記した点です。つまり、企業は、どこで事業・サプライチェーンを展開する場合でも、国内法による規制の程度に関わらず、広範囲の国際的人権基準を遵守す

ることが求められます。また、企業が人権に負の影響を及ぼす状態に関して、自社が直接引き起こす場合に加え、助長する場合、さらには取引関係を通じて自社と結びついている場合においても、責任が問われ得ることが明記されました。

三. 実効的な人権デュー・デリジエンスを進めるために

指導原則が企業に求める責任内容の一つに、「人権デュー・デリジエンス（以下、人権DD）」があります。人権への負の影響を特定し、防止・軽減するためのプロセスを継続的に回し、人権尊重を高度化していく取り組みです。たとえば製造業の場合、自社・グループ会社のみならず、原材料サプライヤー、販売先の顧客・最終顧客に至るまでのサプライチェーン全体で人権DDを実施することが求められます。複雑で広範なサプライヤーや取引先を有する企業にとっては大きな負担ですが、先進的に取り組む企業の中には、自主調査を人権DDに統合しながら実効的な実施を模索している事例があります。

「ビジネスと人権」のプロジェクトチームの共同研究会で報告いただいた製造業の企業は、サプライチェーン上の強制労働の問題に対して、海外製造会社を中心に、アンケート方式でILO中核的労働基準をカバーする三〇〇問以上の自主調査を二年にわたり実施した上で、

今後は外部監査の導入、効果的な苦情処理の仕組み構築、調達先のキャパシティ・ビルディング、ステークホルダー・エンゲージメントの強化を目指しています。人権DDを実効的に実施していくために、とくにサプライチェーンを含めたキャパシティ・ビルディングとステークホルダー・エンゲージメントにも注力する点は非常に重要です。途上国の原材料サプライヤーにおいて、規範意識や法令違反を是正する能力が不足していることも少なくないため、調達先での研修や教育の支援等を同時に進めていくことが必要とされるからです。また、公平性の観点や客観性の観点から重要なのが、多様な利害関係者との継続的なコミュニケーションを取る「ステークホルダー・エンゲージメント」です。その際には、自社に欠けている視点をもつNGOや権利保持者との「meaningful engagement（意味のある対話）」を重ねていくことの重要性が指摘されています。その意味で、取り組むべき全体像としてのフレームワークを示している指導原則を実効的なものにしていくためには、企業努力のみならず、強制労働といった構造上の問題に対して政府と産業界がそれぞれの役割を果たすことや、人権DDのプロセスにおいて多様なステークホルダーとの対話を通じた「協動的な取り組み」を進めていくことが不可欠だと言えます。

ダイバーシティの練習問題 (誌上ワークショップ)



穀雨企画室代表

渡辺 毅

二〇二三年一月二日、「ダイバーシティの練習問題」と題し、人権大学講座でワークショップを実施しました。

ダイバーシティとは「多様性」。最近は企業でも行政でもよく使われている言葉です。

では、どんな状態がダイバーシティなのでしょうか。ワークショップではまず、参加者に二つの絵を示しました。

Aは、性別・年齢・民族性・障がいの有無などが、いかにもさまざままで、見た感じの色合いも多彩な人びとが集まっている絵。

Bは、サラリーマン風のスーツ姿で、色合いも単色

に近い人びとが集まっている絵。

どちらの絵がダイバーシティっぽいかを訊くと、予想通りほぼ全員が「Aのほう」と答えます。でも、一見「画一的」なBの人びとにしても、じつは一人ひとりが違う個性をもつ「多様」な人びとのはずです。

そこでBの絵の一人ひとりの属性、思想、趣味など、見た目からは必ずしも判らない個性としてどんなものが考えられるか、グループで話し合いました。「この人は男性に見えるが本当は女性」「あの人は仕事には不熱心でユーチューバー志望」「全員日本人と思いきやじつは国籍がばらばら」等、個性の「多様性」が浮かび上がってきました。

にもかかわらずBの人たちが「画一的」に見えるのは、言うまでもなく画一的なスーツ姿という外見のせいです。彼らは「普通はスーツを着ねばならない」という（普通）へねばならないの観念に囚われているのかもしれない。そんなことも話し合いました。

一方、ダイバーシティっぽいAの絵の人たちだって、じつは「多様性」よりも優先される何かに囚われているかもしれない。ステレオタイプな民族衣裳という「多様性」の象徴を背負わされている。「明るく笑っていないなければならないという『画一性』を押しつけられ

ている」などの感想が出ました。

さて、続くアクティビティは「NPO法人設立！求人募集したら八人応募してきて…」です。まずは各グループで「社会貢献型のNPOの設立」を仮定するところから。各グループが考えた「ワーキングマザー支援」「子ども食堂運営」等のNPOでは職員四名を採用することになり、求人に対して八名が応募してきたとします。その八名とは：

A Ⅱ統合失調症で入院を繰り返してきた四四歳元中学校教員の女性。 B Ⅱ弟弟子への暴力で相撲部屋を解雇された三四歳元力士。 C Ⅱ覚醒剤使用で逮捕されて執行猶予中の二二歳シングルマザー。 D Ⅱ高校一年の時からひきこもりぎみで親が無理やり求人に応募した二八歳男性。 E Ⅱ脳性麻痺の全身性障がいと重度の言語障がいをもつ四五歳男性。 F Ⅱ先天性全盲の上、一〇年前に失聴した三八歳盲ろう女性。 G Ⅱ異性関係のトラブルから最近まで雲隠れていた二五歳元AV女優。 H Ⅱ元ビル清掃員で五年前に大怪我を負い、生活保護を受給しているアルコール依存ぎみの六七歳独身男性。

「なかなかの八人」と私。もつとも、「なかなかの」などと思っていること自体、これらの人物を設定した

私の〈偏見〉なのかもしれませんが。そして各グループでは、八名の中からNPOに採用する四名を決めます。

ところがせっかく決めたのに：「採用を決めた四名が全員就労をキャンセルしたので、皆さんは残りの四人を採用するしなくなりました」。そんなわけで、当初採用するつもりがなかった四名にどんなふう働いてもらうか、グループで考えることになりました。

ワーキングマザー支援のNPOを設立するグループは全身性障がいのEさんについて、「e・スポーツとかで子どもの遊び相手になってもらおう」と考えました。子ども食堂のNPOを設立するグループは元AV女優のGさんについて、異性関係のトラブルが尾を曳いて「怖い男」が乗り込んでくる懸念はあるものの、当面は「顔の出ない仕事をしてもらおう」と考えました。各グループではこのように、想定外の人材にどんな働き方してもらおうかで知恵を絞りました。

以上が「ダイバーシティの練習問題」。最後のアクティビティは、普段なら避けてしまいがちな「多様な」他者との関係づくりを考えることで、「ダイバーシティ」の実現を目指す糸口くらいにはなったのではないかとそんな気がしています。

◆研究部門の紹介(二〇二四年四月一日現在・五十音順)

所 長 坂元 茂樹(神戸大学名誉教授)

○プロジェクトチーム一(インターネットと人権・情報空間に関する憲法問題の研究)

リーダー 曾我部真裕(京都大学大学院法学研究科教授)
専任研究員 上本 翔大
嘱託研究員 梶原 健佑(九州大学基幹教育院准教授)

門田 美貴(京都大学法学研究科特定助教)
木下 昌彦(神戸大学大学院法学研究科教授)
成原 慧(九州大学法学研究院准教授)
増田 拓也(色川法律事務所弁護士)
水谷瑛嗣郎(関西大学社会学部准教授)

○プロジェクトチーム二(共に生きる地域研究の可能性)

リーダー 井岡 康時(奈良大学文学部教授)
小林 丈広(同志社大学文学部教授)

専任研究員 小林ひろみ
嘱託研究員 秋元 せき(京都市歴史資料館歴史調査員)
関口 寛(同志社大学人文科学研究所教授)
廣岡 浄進(大阪公立大学人権問題研究センター准教授)
山内 政夫(柳原銀行記念資料館事務局長)

○プロジェクトチーム三(子どもの人権)

リーダー 山野 則子(大阪公立大学大学院現代システム科学研究科教授)
専任研究員 有江ディアナ
嘱託研究員 呉 永鎬(鳥取大学地域学部准教授)

川上 泰彦(兵庫教育大学大学院学校教育研究科教授)
惣脇 宏(京都産業大学現代社会学部客員教授)

田中 宏樹(同志社大学大学院総合政策科学研究科教授)
村井 琢哉(NPO法人山科醍醐こどもひろば理事長)
村上 正直(奈良大学文学部教授)

○プロジェクトチーム四(性的マイノリティと人権)

リーダー 風間 孝(中京大学教養教育研究院教授)
専任研究員 堀江 有里
嘱託研究員 有田 啓子(立命館大学生存学研究所客員研究員)

釜野さおり(早稲田大学社会科学総合学術院教授)
熊本 理抄(近畿大学人権問題研究所教授)
小門 穂(大阪大学大学院人文学研究科准教授)
新ヶ江章友(大阪市立大学人権問題研究センター教授)
水野 英莉(流通科学大学人間社会学部教授)

○プロジェクトチーム五(ビジネスと人権)

リーダー 吾郷 眞一(九州大学名誉教授)
専任研究員 井上 良子
嘱託研究員 井水 啓之

(パナソニックホールディングス株式会社ソーシャルサス
テナビリティ部ヒューマンライツ推進課アドバイザー)
大村 恵実(CLS日比谷東京法律事務所弁護士)
香川 孝三(神戸大学名誉教授)
菅原 絵美(大阪経済法科大学国際学部教授)
藤木美能里(労務管理オフィス藤木特定社会保険労務士
三輪 敦子(関西学院大学総合政策学部教授)
(一財)アジア・太平洋人権情報センター所長)

〔登録研究員〕

〔登録チーム一〕アジアにおける国際的人権保障の動態的研究

代表者 坂元 茂樹(所長・神戸大学名誉教授)

阿部 浩己(明治学院大学国際学部教授)

※有江ディアナ

小畑 郁(名古屋大学大学院法学研究科教授)

北村 泰三(中央大学名誉教授)

齋藤 民徒(関西学院大学法学部教授)

杉木 志帆(香川大学教育学部講師)

徳川 信治(立命館大学法学部教授)

戸田 五郎(京都産業大学法学部教授)

中井伊都子(甲南大学学長・法学部教授)

西井 正弘(京都大学名誉教授)

初川 満(横浜市立大学医学研究科客員教授)

前田 直子(京都女子大学法学部教授)

水島 朋則(名古屋大学大学院法学研究科教授)

※三輪 敦子(関西学院大学総合政策学部教授
(一財)アジア・太平洋人権情報センター所長)

※村上 正直(奈良大学文学部教授)

薬師寺公夫(立命館大学名誉教授)

〔登録チーム二〕近代都市における地域共同体の変容に関する歴史的研究

研究

代表者 ※井岡 康時(奈良大学文学部教授)

※秋元 せき(京都市歴史資料館歴史調査員)

今村 壽子

梅田 千尋(京都女子大学文学部教授)

奥本 武裕(天理大学人間学部非常勤講師)

※小林 文広(同志社大学文学部教授)

※小林ひろみ

重光 豊(京都市教育委員会総合育成支援課参与)

※関口 寛(同志社大学人文科学研究所教授)

西村 優汰

西山 剛(京都府京都文化博物館学芸員)

※廣岡 浄進(大阪公立大学人権問題研究センター准教授)

※山内 政夫(柳原銀行記念資料館事務局長)

〔登録チーム三〕部落問題政策の形成に関する歴史社会学的研究

代表者

野口 道彦(大阪市立大学名誉教授)

※井岡 康時(奈良大学文学部教授)

石元 清英(関西大学名誉教授)

※小林 文広(同志社大学文学部教授)

白石 正明(佐賀部落解放研究所研究員)

※関口 寛(同志社大学人文科学研究所教授)

田中 和男(種智院大学非常勤講師)

手島 一雄(大阪大学非常勤講師)

※廣岡 浄進(大阪公立大学人権問題研究センター准教授)

本岡 拓哉(同志社大学人文科学研究所専任研究員(助教))

(登録チーム四) 京都における在日コリアンの歴史

代表者

水野 直樹 (京都大学名誉教授)

※呉 永鎬 (鳥取大学地域学部准教授)

杉本 弘幸 (京都府立京都学・歴史館研究員)

高野 昭雄 (大阪大谷大学教育学部教授)

鄭 祐宗 (大谷大学国際学部准教授)

鄭 栄桓 (明治学院大学教養教育センター教授)

盧 相永 (関西学院大学経済学部非常勤講師)

藤井幸之助 (NPO法人猪飼野セツバラム文庫代表理事
同志社大学嘱託講師)

松下 佳弘

安田 昌史 (韓国敬明大学校人文国際大学助教)

李 洙任 (龍谷大学名誉教授)

(登録チーム五) 人権と教育

代表者

中島 智子 (元プールの学院大学教授)

岩槻 知也 (京都女子大学発達教育学部教授)

上杉 孝實 (京都大学名誉教授)

内田 晴子 (関西大学人権問題研究室委嘱研究員)

岡田 敏之 (京都市総合教育センターカリキュラム開発
支援センター専門主事)

小泉 友則 (株式会社Kiein プリッジコンサルタント)

友永 雄吾 (龍谷大学国際学部准教授)

野崎 志帆 (甲南女子大学文学部教授)

古久保さくら (大阪市立大学大学院創造都市研究科准教授)

松波めぐみ (龍谷大学他非常勤講師)

山ノ内裕子 (関西大学文学部教授)

(登録チーム六) ジェンダー平等と女性の人権に関する総合的研究

代表者

斧出 節子 (京都華頂大学名誉教授)

軽部 恵子 (桃山学院大学法学部教授)

澤 敬子 (京都女子大学現代社会学部准教授)

萩原久美子 (桃山学院大学社会学部教授)

馬場 まみ (京都華頂大学現代生活学部教授)

※堀江 有里

マーサ・メンセンデーク (同志社大学社会学部准教授)

源 淳子

山口 真紀 (神戸学院大学全学教育推進機構共通教育セ
ンター特任講師)

吉田 容子 (弁護士)

(登録チーム七) 移住者と人権の研究

代表者

葉師寺公夫 (立命館大学名誉教授)

※吾郷 真一 (九州大学名誉教授)

※有江ディアナ

内田 晴子 (関西大学人権問題研究室委嘱研究員)

小畑 郁 (名古屋大学大学院法学研究科教授)

北村 泰三 (中央大学名誉教授)

坂元 茂樹（所長・神戸大学名誉教授）

杉木 志帆（香川大学教育学部講師）

徳川 信治（立命館大学法学部教授）

戸田 五郎（京都産業大学法学部教授）

西井 正弘（京都大学名誉教授）

飛田 雄一（公財）神戸学生青年センター理事長）

古屋 哲（大谷大学非常勤講師）

前田 直子（京都女子大学法学部教授）

水島 朋則（名古屋大学大学院法学研究科教授）

（無所属）

河内 将芳（奈良大学文学部教授）

坂田 良久（京都産業大学教職員課程教育センター）

下坂 守（京都国立博物館名誉館員）

菅澤 庸子（大手前大学非常勤講師）

外川 正明（京都教育大学名誉教授）

中川 理季（関西学院大学社会学部非常勤講師）

師岡 康子（大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター客員研究員）

矢野 亮（長野大学大学院総合福祉学研究科教授）

山本 崇記（静岡大学人文社会科学部教授）

吉田栄治郎（天理大学非常勤講師）

（注）複数チームへの登録あり

※印はプロジェクトチームの研究員

2024年度 人権大学講座 開催日程

	月日曜	種別	時間	講座名	講師
1	6月6日 (木)	開講式	14:00～ 14:10		
		講義	14:10～ 15:40	サイバネティック・アバターが広がる未来と人権	曾我部 真裕
2	6月21日 (金)	講義	14:00～ 15:40	インドネシア・ゴロンタロ州における環境汚染・貧困問題の解決と女性のエンパワメント	榊原 正幸
3	7月2日 (火)	講義	14:00～ 15:40	「ビジネスと人権」の中の労働	吾郷 真一
4	8月6日 (火)	講義	14:00～ 15:40	夜間中学生の“学び”が子どもたちに贈る宝物	岡田 敏之
5	8月23日 (金)	講義	14:00～ 15:40	外国人学校に通う子どもたちの健康と命 －京都朝鮮学校における学校保健活動の取り組み－	呉 永鎬
6	9月11日 (水)	講義	14:00～ 15:40	関東大震災と京都 2024年に考える	内田 孝
7	9月26日 (木)	講義	14:00～ 15:40	河原巻物が語ること	西山 剛
8	10月9日 (水)	フィールドワーク	14:00～ 16:30	東九条の歴史と現在	前川 修
9	10月22日 (火)	講義	14:00～ 15:40	性の多様性に関する大学生の意識と大学教育における今後の課題	風間 孝 熊本 理紗
10	11月20日 (水)	ワークショップ	14:00～ 16:00	部落問題を切り口に〈身近な〉差別を考える	渡辺 毅
11	12月3日 (火)	講義	14:00～ 15:40	防災の文脈における外国人とは誰か	内田 晴子
12	1月17日 (金)	講義	14:00～ 15:40	HIV/AIDSと芸術表現	佐藤 知久
13	2月7日 (金)	講義	14:00～ 15:30	LGBT理解増進法を考える	坂元 茂樹
		修了式	15:30～ 15:40		

会場	講義・ワークショップ	世界人権問題研究センター（京都市下京区下之町57-1 京都市立芸術大学内A棟7階）
	フィールドワーク	京都市地域・多文化交流ネットワークセンター（京都市南区東九条東岩本町31）

開催予告

2024年度の人権問題シンポジウムは

「世界人権問題研究センター 創立30周年記念 人権問題シンポジウム」として秋に開催します

開催日 2024年11月2日（土）（予定）

会場 未定

テーマ 性的マイノリティの人権 ー性的マイノリティと法制度について考える（仮題）

※ 詳細が決まりましたら センターのホームページなどで ご案内いたします。

活動紹介

特定非営利活動法人 障害者芸術推進研究機構

天才アート KYOTO



障害のある人の美術的な表現能力とその内容について注目され、作品としての価値やクリエイターとしての能力についても評価が高まってきている中、天才アートKYOTOでは、2011年の設立以来、才能あふれる作家のみなさんに創造の場としての制作環境を提供されるとともに、作品の保存と展示にも取組まれるなど、障害者アートが芸術としてさらに発展していくことを目的に活動されています。

作品アーカイブ事業

2015年から開始されたデジタルアーカイブ事業では、これまでに生み出された収蔵作品4500点のうち、現在2600点を高精細のデジタルアーカイブ化して広く公開し、さまざまな分野・シーンでの利活用の促進に取り組んでおられます。

これは障害のある方の芸術作品の浸透を図り、その評価を高めることを目的とされているもので、アーカイブの利活用による収益を作家に還元し、経済的な自立にも貢献しておられます。

これまでに、企業や社会団体等の広報誌や機関誌への採用のほか、商品のパッケージ等にも採用されています。

世界人権問題研究センターの季刊誌「GLOBE」の表紙もこのアーカイブから作品を提供していただいています。



展示事業『青空美術館』

天才アートKYOTOの作品に街中で出会う「青空美術館」

障害のある人やひきこもり者などが多く持っておられる優れた感性と表現力、そこから湧き出る独創的なアート作品を身近に目にすることができます。

2013年7月からスタートした『青空美術館』は、さまざまな工事現場にアートの華やぎと和みをもたらしてきました。

現在は、13号会場と16号会場で作品を楽しむことができます。



【13号会場】

京都市立呉竹総合支援学校校舎
建替工事仮囲い

(京都市伏見区桃山福島大夫北町52
西側道路沿い)

2025年夏頃まで開設予定

【16号会場】

京都信用金庫三条支店新築工事
(京都市中京区千本通三条南東角)

2025年2月頃まで開設予定

【お問合せ先】 特定非営利活動法人 障害者芸術推進研究機構 天才アート KYOTO
〒603-8226 京都市北区紫野西舟岡町2番地 ふれあい共生館「きたアトリエ」
info@tensai-art.kyoto http://tensai-art.kyoto

シリーズ「京都市立芸術大学」

№1 京都市立芸術大学（京都市下京区下之町57番地1）

京都市立芸術大学（京都芸大）は、幕末からの戦災や遷都によりまちが衰退していた1880年、復興を目指す若い絵師たちの思いを集めて、設立された京都府画学校からスタートした創立140周年を超える日本で最も長い歴史を持つ芸術系の学校です。

本学は、真に厳しいとき、苦しいときにも変わらず芸術教育に力を注いできた京都の人々の想いに応え、創立以来芸術を志す学生たちの夢や思索をかたちにし、世界の人々に届けてきました。

伝統文化を守りつつ、常に新しいものを取り入れて、まちを活性化させてきた京都。

その土壌に学び、さらに新しい価値観を示しながら、本学は日本の近現代芸術の屋台骨を支えるアーティストたちを脈々と輩出してきました。

2023年10月1日、京都芸大のキャンパスは、京都の玄関口である京都駅近くへ全面移転しました。

新しい校舎で、学生が持てる力を存分に発揮していただきたいと願っています。

（京都市立芸術大学事務局）

<https://www.kcuu.ac.jp/>



京都芸大は、さまざまな人々が出会い、交流・交差が「芸術」を原動力にして活発に行われる「テラスのような大学」を目指しています。



沓掛キャンパス学長室の壁画も新キャンパスへと「引越し」させました。



公益財団法人 世界人権問題研究センター

〒600-8206 京都市下京区下之町 57 番地 1 京都市立芸術大学内 A 棟 7 階
 TEL 075-585-5897 FAX 075-585-5898
 [URL] <https://khrrl.or.jp/> [E-MAIL] jinken@khrrl.or.jp